

令和 6 年度富山県児童養護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金
(繰越分) 交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、令和 6 年度富山県児童養護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（繰越分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 知事は、食材料費等高騰の影響を受ける県内の児童養護施設等に対し、食材料費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童養護施設 児童福祉法（以下「法」という。）第 41 条に規定する児童養護施設をいう。
- (2) 児童自立生活援助事業 法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業をいう。
- (3) 小規模住居型児童養育事業 法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう
- (4) 里親 法第 6 条の 4 に規定する里親をいう。

(補助の対象)

第 4 条 補助対象者は、令和 7 年 1 月 1 日時点において富山県内に所在していた民間児童養護施設、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を運営している者、及び令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの期間において児童を養育している里親とし、要件は別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法等)

第 5 条 補助金の交付の対象経費及び交付にあたっての同意事項は以下のとおりとし、交付額は、別表に定めるとおりとする。

(1) 対象経費

施設を運営又は児童を養育するにあたり必要となる食材料費

(2) 同意事項

- ① 補助対象施設の要件を満たしていること。

- ② 国、都道府県又は市町村が運営する施設等でないこと。
- ③ 提出した申請書類に虚偽がないこと。
- ④ 補助金の申請は、1施設につき1回限りとすること。
- ⑤ 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- ⑥ 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、補助金と同額の違約金の支払いに応じること。

(交付申請書及び実績報告書の様式等)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書及び当該交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
令和6年度富山県児童養護施設等食料費高騰対策緊急支援事業費補助金(繰越分)交付申請書及び実績報告書	様式第1号	令和7年7月31日まで
その他知事が必要と認める書類		

2 規則第12条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 当該補助事業の対象経費と重複してほかの補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、第6条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定を行い、その旨を通知する。

2 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則

第 15 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条の規定により提出した書類に記載した内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象施設等の区分	交付額	要件
児童養護施設	・ 13,000 円 × (暫定) 定員数※	私立に限る
児童自立生活援助事業 小規模住居型児童 養育事業	・ 13,000 円 × (暫定) 定員数※	
里親	・ 15,300 円 × 委託児童数（一時保護児は除く）	

※暫定定員については、令和6年6月6日こ家秘第244号「令和6年度児童入所施設の措置費保護単価について」で設定した人数とする。